

令和8年度

河南町耐震改修促進計画改定支援業務

特記仕様書

河南町 都市環境課

第1章 総則

第1条 適用範囲

1 本特記仕様書は、河南町（以下「発注者」という。）が委託する「河南町耐震改修促進計画改定支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 目的

1 本業務は、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）第6条第1項に基づき、「河南町耐震改修促進計画（平成29年3月）」の見直しを行うものとする。

第3条 準拠する法令等

1 本業務の実施については、本特記仕様書に定めるもののほか、下記の法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (4) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- (5) 「新 住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」（大阪府耐震改修促進計画）令和8年3月
- (6) 河南町耐震改修促進計画（平成29年3月策定）
- (7) 大阪府建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成27年規則第5号）
- (8) 河南町地域防災計画
- (9) 河南町個人情報の保護に関する法律施行条例
- (10) その他関係法令および通達等

第4条 提出書類

1 受注者は本業務の着手に先立ち、下記の書類を発注者に提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 工程表
- (4) 管理技術者及び照査技術者届（経歴書含む）
- (5) JISQ27001 情報セキュリティマネジメントシステム登録証
- (6) JISQ15001 プライバシーマーク登録証
- (7) その他発注者が指示する書類

第5条 技術者等の選任

1 受注者は本業務の技術者として、以下の要件を満たす技術者を配置するものとする。

- (1) 管理技術者：技術士（建設部門 都市及び地方計画）、技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）又はRCCM（都市および地方計画）
- (2) 照査技術者：技術士（建設部門 都市及び地方計画）、技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）又はRCCM（都市および地方計画）

第6条 関係官公署への手続き

- 1 作業の実施のための必要な手続きは発注者受注者協議の上、受注者が迅速に処理しなければならない。なお、発注者にのみ可能な手続きは、発注者が実施するものとする。

第7条 損害賠償

- 1 本業務に関係して生じた事故や第三者に与えた損害については、受注者の責任において解決するとともに、その顛末を迅速に発注者に報告するものとする。

第8条 秘密の保持

- 1 受注者及び本業務に従事する者並びに従事していた者は、本業務の履行上知り得た事項を、一切第三者に漏洩してはならないものとする。なお、この秘密保持義務は、本契約満了後も継続するものとする。
- 2 受注者は本業務遂行にあたり、河南町個人情報の保護に関する法律施行条例に準拠し、収集・借用する発注者の情報資産を安全に管理・保管・利用することを遵守するものとして、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）又は一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター（ISMS-AC）が認定した認証機関によるJIS Q 27001（ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）及び（財）日本情報経済社会推進協会認定のプライバシーマークを取得しているものとする。

第9条 成果品の瑕疵

- 1 成果品に瑕疵が発見された場合、受注者は発注者の指示に従い、必要な処理を行わなければならない。なお、瑕疵に対する処理経費は受注者が負担するものとする。

第10条 成果品の帰属

- 1 本業務において作成した成果品は、全て発注者に帰属するが、受注者又は、第三者が著作権を有するものは除く。ただし、プログラム構成部品の著作権については、対象から除くものとする。
- 2 発注者に帰属する成果品において、第三者が作成した資料等を用いる場合は、ライセンス処理を適切に行うものとする。ただし、発注者または受注者が従前から有していたプログラム構成部品の著作権については、対象から除くものとする。

第11条 検査

- 1 成果品は、社内で十分検査を行った後、本町の業務完了後検査を受け、必要ある場合速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。また、検査に必要な書類は受注者の負担によるものとする。

第12条 貸与資料

- 1 受注者は、本業務に必要と認められる資料を発注者より借用するものとし、借用した資料は責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務完了検査までに発注者に返却するものとする。また、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分するものとする。

第13条 疑義

- 1 本特記仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議の上決定するものとする。

第14条 委託期間

- 1 契約締結日の翌日から令和9年2月26日までとする。

第2章 業務内容

第15条 業務概要

1 本業務の作業内容は下記に示す項目であり、詳細は次条以降によるものとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 現行計画の評価及び耐震化実施に関する目標設定
- (4) 耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項の検討
- (5) その他耐震化促進に必要な事項の検討
- (6) 報告書及び耐震改修促進計画（改訂版）等の作成
- (7) 打合せ協議

第16条 計画準備

1 本業務の目的、主旨をよく把握し、本特記仕様書に基づき業務方針を立案し、業務の内容、工程、配置技術者等を示した業務計画書を作成するものとする。

第17条 資料収集整理

1 本業務を実施するにあたり、発注者が貸与する関連計画等の資料の収集・整理を行うものとする。

2 本業務で貸与する資料は、以下のとおりとするものとする。

- (1) 河南町耐震改修促進計画（平成29年3月）
- (2) 旧耐震リスト
- (3) 地域防災計画（平成31年3月）
- (4) その他必要な資料（住宅・建築物の耐震診断・設計・改修・除却及び建替え実績データ等）

第18条 現行計画の評価及び耐震化実施に関する目標設定

1 本業務を実施するにあたり、地域の特性を十分に勘案の上、現行計画の評価及び耐震化実施に関する目標を以下の事項について設定するものとする。

(1) 耐震化の現状整理及び現行計画の評価

①収集整理された資料を基に、令和8年度末の耐震化の状況（要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物、特定既存耐震不適格建築物及び住宅等）を整理し、河南町耐震改修促進計画（平成29年3月）の目標値に対する比較、評価を行う。木造住宅については旧耐震リスト等を活用し、可能な限り実数を用いて現状の耐震化の状況を整理するものとする。なお、大阪府地域防災計画及び河南町地域防災計画等で位置づけている広域緊急交通路及び地域緊急交通路の指定変更などについても確認し、必要に応じて現況の把握を行うこと。

②整理・比較・評価に関しては、視覚的な判断を容易にするため、発注者より提供する旧耐震リスト等を基に、旧耐震基準の木造住宅、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の位置をピンポイントで確認できるGISデータを空間情報総括管理技術者の資格を持つ者により作成するものとする。なお、作成したポイントデータは発注者にて確認し、発注者より修正指示があった場合は速やかに

データを修正するものとする。

③②で作成したデータを基に、地域ごとの特性や建物特性、集積度、課題となる要因を分析し、耐震改修促進計画（改訂版）に反映させるものとする。

(2) 住宅の耐震化率の目標設定

①「新 住宅・建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」に基づき、住宅及び特定既存耐震不適格建築物の耐震化率の目標を設定するとともに、目標年における耐震性を有する住宅戸数及び特定既存耐震不適格建築物棟数を推計する。

(3) 町有建築物の耐震化率の目標設定

①「新 住宅・建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」に基づき、町有建築物の耐震化率の目標を設定するとともに、目標年における耐震性を有する町有建築物棟数を推計する。

第19条 耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項の検討

1 本業務を実施するにあたり、地域の特性を十分に勘案の上、耐震診断及び耐震改修の促進に資する以下の事項について検討するものとする。

(1) 住宅・建築物の耐震診断・設計・改修・除却及び建替えの実態調査・課題分析等

①大阪府、河南町補助の実績（耐震診断・設計・改修・除却補助活用物件）や以下のデータを活用し、耐震診断・設計・改修・除却及び建替えの傾向・課題を分析する。

a. 公の既存データや「住宅・土地統計調査」、「住生活総合調査」（国土交通省）等の各種統計データ

(2) 施策の取組み方針の検討

①国や大阪府の取組み方針や河南町の耐震化の現状等を踏まえ、耐震化を促進するための施策に関する取組方針を整理する。

(3) 耐震化を促進する支援策等の検討

①耐震診断、耐震改修の支援策（公的補助）、環境整備等について検討する。

第20条 その他耐震化促進に必要な事項の検討

1 耐震診断、耐震改修の指導及び指導方法並びに関係団体との連携等について検討を行うものとする。

第21条 報告書及び耐震改修促進計画（改訂版）等の作成

1 前条までの結果を踏まえ、成果を「河南町耐震改修促進計画（改訂版）」として取りまとめ、報告書を作成するものとする。

第22条 打合せ協議

1 本業務の打合せ協議は、着手時、中間時（1回）、成果品納入時の計3回を原則とするが、業務内容に応じて、発注者または受注者が必要と判断した場合には、適宜実施するものとする。なお、打合せ内容については、受注者が打合せ記録簿を作成し、本町に提出するものとする。

第3章 成果品

第23条 成果品

1 本業務の成果品は、下記のとおりとするものとする。

- | | |
|---|----|
| (1) 業務報告書(A4版、 バインダー製本) | 2部 |
| (2) 耐震改修促進計画(改定版) の電子データ | 1式 |
| (3) 耐震改修促進計画(改定版) 概要版(A3判片面) の電子データ | 1式 |
| (4) 上記 電子データが格納されたCD-ROM | 2部 |
| (5) 本業務で整理した s h a p e データ (統合型GISへ搭載可能なもの) | 1式 |